

広島県告示第八百七十六号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八条第五項の規定によって、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和六年九月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用集積等促進計画の概要

1 農地中間管理権の設定

| 農地中間管理権の設定をする者 | | 農地中間管理権の設定をする土地 | |
|----------------|--------|---------------------|-------|
| 氏名又は名称 | 住所 | 所 在 | 面積（㎡） |
| 田淵 真由美 | 安芸郡府中町 | 三次市小文町三八六番一 | 四四 |
| 大田 耕太郎 | 三次市 | 三次市小文町三四〇番一ほか 一筆 | 一〇八 |

2 賃借権の設定等

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 | |
|--------------|-----|---------------------|--------------|
| 氏名又は名称 | 住所 | 所 在 | 面積（㎡） |
| 合同会社安田農産 | 三次市 | 三次市小文町三八六番一 | 四四 |
| 大田 耕太郎 | 三次市 | 三次市小文町二三二番一ほか 七筆 | 三、二八六・ 七六 |
| 合同会社安田農産 | 三次市 | 三次市小文町一八〇番一ほか 二筆 | 二、〇八九 |
| 森岡 幸子 | 三次市 | 三次市小文町四〇二番一 | 八三九 |
| 森下 豊美 | 三次市 | 三次市小文町四一一番一ほか 一筆 | 二、九〇〇 |
| 冲盛 敦志 | 三次市 | 三次市小文町一六番一ほか三 筆 | 一、五九八 |
| 合同会社安田農産 | 三次市 | 三次市小文町一九二番三ほか 四筆 | 二、三八三 |
| 田上 浩 | 三次市 | 三次市小文町三八三番ほか一 筆 | 一、二四〇 |
| 合同会社安田農産 | 三次市 | 三次市小文町三三八番ほか二 筆 | 三、三八一 |
| 福岡 憲治 | 三次市 | 三次市小文町一〇三番一ほか 六筆 | 四、八七五・ 七一 |
| 合同会社安田農産 | 三次市 | 三次市小文町二五九番五 | 九六 |

二 認可年月日

令和六年九月二十五日